令和３年８月23日

会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
母子保健担当理事　三宅　　泉

台風第９号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害の被災者に係る各種母子保健サービスの取扱い等について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。

日本医師会常任理事
渡　辺　弘　司
（公印省略）

台風第９号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害の被災者に係る
各種母子保健サービスの取扱い等について

台風第９号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害により被災された妊産婦や乳幼児に対して必要な支援等の提供体制の確保について、別添のとおり厚生労働省子ども家庭局母子保健課より事務連絡がなされました。

別紙

医療機関の皆様へ

災害により被災された妊婦さんの
健康診査の取扱いについてのお知らせ

災害により被災された皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。今般の災害に係る妊婦健康診査の取扱いについては、下記のとおりとなります。

① 健康診査の受診券を持っている場合、通常は、医療機関と契約又は償還払い等の対応となります。

② 受診券を持っていない場合は、避難先自治体の健康診査として、受診券を交付いただくよう、避難先自治体に対し特段のご配慮をお願いしているので、妊婦さんに対し、避難先自治体の母子保健担当窓口に相談するよう、ご案内ください。

厚生労働省子ども家庭局母子保健課